

春日井市消防団運営協議会助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、消防団活動の推進を図るため、予算の範囲内で、消防団運営協議会に対し助成金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「消防団運営協議会」とは、春日井市消防団運営協議会要綱（平成9年4月1日施行）に規定する消防団運営協議会をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業は、消防団運営に関する事業とする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、消耗品費、食糧費、印刷製本費及び通信運搬費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の限度額は、年額700,000円とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定による交付の申請は、会長が行うものとする。

(助成金の交付方法)

第7条 助成金は、規則第4条の規定による交付決定通知後、会長の請求に基づいて交付するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、助成事業実績報告書に事業報告書を添えて、助成事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は年度の末日のいずれか早い期日までとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。